平成２５年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目14番11号、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3642番地19
債務者　永井多喜子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７５２号
東京都墨田区立花５丁目34－５
債務者　小渡　知子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９２号
東京都練馬区北町８丁目15―35
債務者　樋口　由紀
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２９号
東京都中野区中央５丁目14―13―303
債務者　塚原　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３１号
東京都練馬区中村南１丁目23―17―106
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８４６号
東京都品川区荏原６丁目２―18　紅葉荘５号室
債務者　小杉　美浩
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８４７号
東京都江戸川区東小松川３丁目19―９―207
債務者　寺島　純子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８４８号
東京都葛飾区東金町１丁目27―３―304
債務者　池田　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６１号
神奈川県横浜市鶴見区矢向３―10―23―202、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区北加瀬３丁目18―８　グレイスウッド日吉ｐａｒｔ．Ⅱ203
債務者　佐藤亜衣子（旧姓岡本・本木）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６２号
東京都世田谷区桜新町１丁目16―３
債務者　鈴木　淑子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６３号
東京都小平市小川東町５丁目18―21―303
債務者　増永　浩一（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６４号
埼玉県川口市西川口５丁目15―17―103
債務者　熊谷　裕次
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６５号
東京都足立区大谷田２丁目３―35―１―1308
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６６号
東京都北区滝野川５丁目14―12
債務者　大和　俊一
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８６７号
神奈川県横浜市港南区上永谷１丁目25―16　レオパレス上永谷第５―202
債務者　山本　正幸
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部